

証明書必要書類一覧 〈評価証明書・公課証明書〉

申請者	証明できる資産	評価 証明	公課 証明	必要書類等	備考
所有者【個人】 市内在住で住民票上の同一世帯の親族、納税管理人、相続人代表者を含む	所有資産	○	○	申請者の本人確認書類	
所有者【法人】 ※従業員等が来庁	所有資産	○	○	委任状 ※1 申請者の本人確認書類	※1 申請書に代表者印の押印がある場合は、不要
代理人	所有者の委任を受けた資産	○	○	委任状 申請者の本人確認書類	
所有者の相続人	被相続人の所有資産	○	○	所有者の死亡が確認できる書類（除籍謄本等） 相続関係が確認できる書類（戸籍謄本、遺産分割協議書、法務局が発行する法定相続情報一覧図等） ※2 申請者の本人確認書類	※2 相続人代表者として宛名システムに登録がある場合は不要
相続財産清算人（相続財産管理人）	死亡者の所有資産	○	○	相続財産清算人選任の審判書謄本等 申請者の本人確認書類	
遺言執行者	死亡者の所有資産	○	○	遺言書 ※3 又は家庭裁判所の遺言執行者選任審判書 申請者の本人確認書類	※3 公正証書によらない場合は、法務局の発行する遺言書情報証明書又は家庭裁判所の発行する検認済証明書が必要
包括受遺者、特定受遺者	包括受遺者は死亡者の所有資産 特定受遺者は死亡者の所有資産のうち遺贈を受ける資産	○	○	遺言書 ※3 申請者の本人確認書類	
成年後見人	被成年後見人が所有する資産	○	○	成年後見人であることの登記事項証明書又は家庭裁判所の発行する審判書謄本、審判の確定証明書 申請者の本人確認書類	
保佐人、補助人	被保佐人、被補助人が所有する資産	○	○	保佐人又は補助人であることの登記事項証明書、又は家庭裁判所の発行する審判書謄本、審判の確定証明書 代理権目録 ※4 申請者の本人確認書類	※4 代理権の範囲に証明の請求権等の記載があるものに限る
売買等により賦課期日後に所有者となった人	当該取得した資産	○	○	申請日時点で所有者であることが確認できる書類（登記事項証明書、売買契約書等） 申請者の本人確認書類	
清算人	当該目的の資産	○	○	清算人を登記してある商業登記簿謄本 申請者の本人確認書類	
競落人【競売】	当該目的の資産	○	×	代金納付期限通知書又は（競落人が債権者の場合）差引納付代金の記載のある配当期日呼出状 物件目録 申請者の本人確認書類	
競落人【公売】	当該目的の資産	○	×	公売担当部局からの依頼文又は売却決定通知書 物件目録 申請者の本人確認書類	

申請者	証明できる資産	評価証明	公課証明	必要書類等	備考
訴訟等の申立人（訴えの提起、民事保全法の規定による保全命令の申立て、民事調停法による調停の申立て等）	当該目的の資産	○	×	訴状又は申立書の写し 申請者の本人確認書類	
担保不動産競売の申立人	当該目的の資産	×	○	申立書（当事者目録、担保権・被担保権・請求権目録、物件目録）の写し 担保権の存在を証する文書（担保権の記載のある登記事項証明書、担保権の存在を証する確定判決等） 申請者の本人確認書類	
強制競売の申立人	当該目的の資産	×	○	申立書（当事者目録、請求債権目録、物件目録）の写し 執行力のある債務名義の正本（判決正本、和解調書正本、仮執行宣言付判決正本、公証人が作成した証書で強制執行を受けるべき旨が記載された公正証書、仮執行宣言付支払命令書等） 申請者の本人確認書類	
評価人	当該目的の資産	○	×	裁判所が発行する評価命令 物件目録 申請者の本人確認書類	公用扱いとする（証明手数料徴取しない）
宅地建物取引業者	所有者の委任を受けた資産	○	○	証明取得委任について記載された媒介契約書 ※5又は委任状 宅地建物取引業者の従業員であることが確認できるもの（社員証等） 申請者の本人確認書類	※5 媒介契約中期間内の申請に限る
借地人（地上権、地役権、永小作権等を有する人含む）	賃借している土地	○	○	申請日時点で借地人であることが確認できる書類（賃貸借契約書、地代家賃領収書等） 申請者の本人確認書類	
借家人	賃借している土地と家屋	○	○	申請日時点で借家人であることが確認できる書類（賃貸借契約書、地代家賃領収書等） 申請者の本人確認書類	
弁護士、司法書士（全国統一様式による申請）	当該目的の資産	○	×	全国統一様式の申請書 （事務員等を使用者として申請する場合）補助員証、事務員証等 弁護士身分証明書、司法書士会員証	訴えの提起、仮差押えの申立て、仮処分申立て、調停の申立て、借地非訴の申立てを行う場合のみに限られる
税理士	当該目的の資産	○	×	税務代理権限証書 （事務員等を使用者として申請する場合）補助員証、事務員証等 申請者の本人確認書類	
固定資産を処分する権利を有する人（管財人等）	当該目的の資産	○	○	選任されたことを明らかにできる書類（選任を証する裁判所からの書面、登記事項証明書、資格証明書等） 申請者の本人確認書類	保全管理人、管財人、金融整理管財人、破産管財人、保険管理人、預金保険機構、承認管財人、管理人

委任状の委任者の住所について、登記住所を記載されている場合がありますが、現住所を記載していただくよう依頼してください。